

—あおぞら—

青空を守るために

全国環境研協議会会長
高知県環境研究センター所長
西森郷子

全国環境研協議会(67地方環境研究所で構成)の2018年度会長を務めさせていただいている高知県環境研究センター所長 西森です。このたびは大気環境学会誌の巻頭言を執筆する機会をいただき、まことにありがとうございます。

私が所属する高知県環境研究センターでは、大気環境・大気質関係業務の一環として、県内(高知市を除く)に設置した一般環境大気常時監視測定局7局において、のべ32項目の大気環境の監視と気象の観測を行っています。このうち1箇所の測定局で採取した試料を用いて、2012年度からPM_{2.5}成分分析を行っていますが、微小粒子状物質が高濃度となった複数の事例について検討を加えたところ、大陸の影響や、光化学オキシダントによる二次生成の影響が要因として考えられました。

本県のみならず、日本全国の自治体もPM_{2.5}の常時監視を行っており、一時間値や成分分析結果が蓄積されています。

蓄積されたデータを活用して、2016年度から、国立環境研究所と地方環境研究所の共同研究として、「PM_{2.5}の環境基準超過をもたらす地域的/広域的汚染機構の解明」をテーマとした研究が行われており、今年度が取りまとめの年となっています。

また、NO_xやVOC等の対策が行われているにも関わらず、光化学オキシダントの状況に顕著な改善がみられていないことや、光化学オキシダントがPM_{2.5}の生成に関与することから、2019年度からは、「光化学オキシダントおよびPM_{2.5}汚染の地域的・気象的要因の解明」をテーマとした共同研究がスタートする予定です。

このように、自治体が抱える問題意識に基づいて研究テーマを決定し、地方環境研究所等のネットワークを活用した全国規模での研究展開を行えることが、国立環境研究所との共同研究の大きな特色です。

本協議会は1971年に全国公害研協議会として設立され、2001年に現在の名称に変更されました。設立60周年を迎える大気環境学会と全国環境研協議会は、長年にわたり深く関わり合いながら、それぞれの立場で取り組みを進めてきたと言っても過言ではありません。環境問題は、多様化、複雑化及び広域化が進んでいます。各地域の環境問題や日本全域にわたる広域的な環境問題の解決に向けて、大気環境に関する多くの知見を蓄積していらっしゃる大気環境学会との連携を、ますます強めていくことができたらと思います。

さて、2018年7月、西日本の広い範囲で記録的な豪雨が発生し、同月23日には、埼玉県熊谷市で観測史上最高の41.1度を観測しました。また、全国各地で、高温による水稲や果樹の生育障害や品質低下が発生するなど、生活、社会、経済及び自然環境に対する、気候変動に起因するさまざまな影響が生じています。

ご承知のとおり、既に生じている、あるいは将来予測される気候変動の影響による被害を防止・軽減することを目的として、気候変動適応法が2018年6月13日に公布、12月1日に施行されました。

気候変動適応法においては、都道府県及び市町村は、その区域における気候変動の影響及び適応に関する情報の収集・整理・分析・提供及び技術的助言を行う「地域気候変動適応センター」を設置するよう努めることが求められています。センターとしての機能を担える能力を有する機関としては、地方環境研究所や大学が想定されているところです。

ただ、実際には、それぞれの地方環境研究所や大学が単独で情報収集等を行うことは難しく、国立環境研究所が2018年12月に設置した「気候変動適応センター(略称CCCA)」からの技術的助言等を受けながら、業務を行うこととなります。

地方環境研究所は、技術力の維持・向上や継承が課題となるなど、厳しい状況下におかれています。気候変動は様々な分野に影響が及び、影響のあらわれ方も地域により異なります。気候変動分野のスペシャリストがいない機関も多く、「気候変動への適応」に、地方環境研究所と全国環境研協議会が、今後どう向き合っていくかが問われています。

気候変動の影響に対処するためには、その原因となる温室効果ガスの排出削減対策と、気候変動への適応策の双方に取り組んでいく必要があります。大気環境学会誌第53巻第6号の「あおぞら」に、大原会長が、「今後、分科会もしくは研究会を立ち上げて、気候変動分野の活動を強化したい」と書いていらっしゃいます。「気候変動の緩和と適応」という大きな課題にも共に取り組み、新しい時代を拓いていくことができたらと願っております。